

(仮称)相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例(案)の概要 について

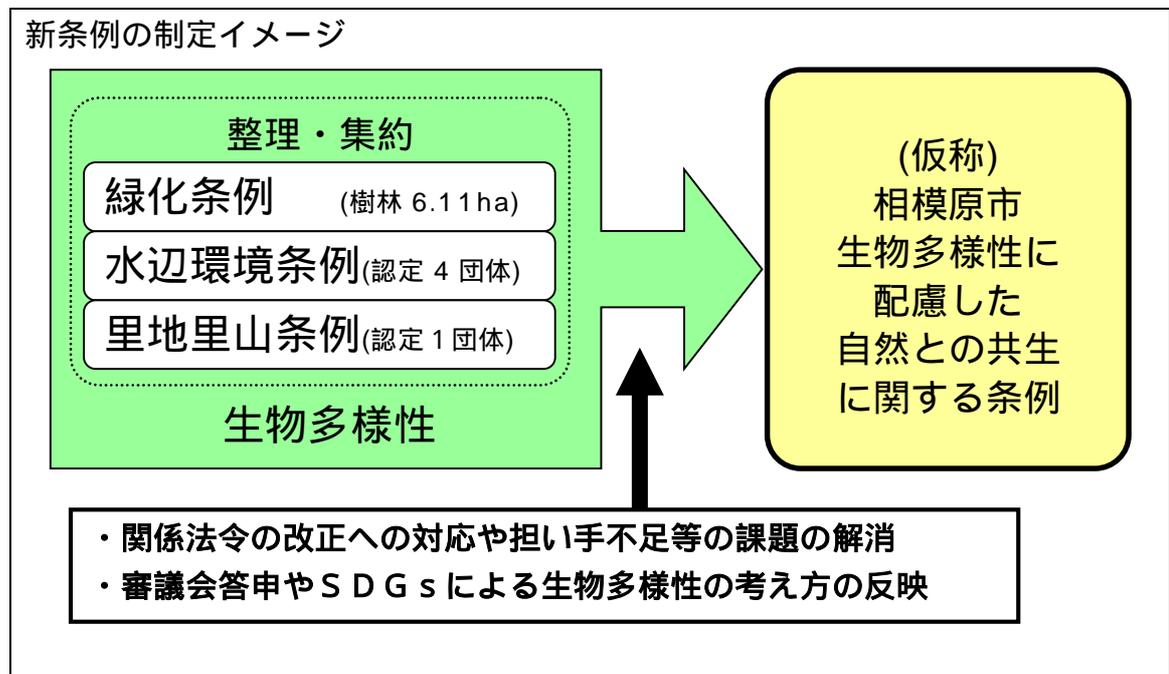
1 制定の背景

本市では、相模原市緑化条例(昭和47年相模原市条例第29号)に基づき、緑化の推進として保存樹林等を指定するとともに、相模原市ホタル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例(平成21年相模原市条例第26号)及び相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例(平成23年相模原市条例第4号)に基づき、水辺環境や里地里山を保全、再生及び活用(以下「保全等」という。)する区域を指定し、及び活動団体を認定し、支援してきました。

この緑化の推進並びに水辺環境及び里地里山の保全等を更に有効な取組として推進するために、条例の体系的な整理及び集約のほか、関係法令の改正への対応や保全等の活動を行う担い手不足等の課題の解消についても検討を進めてきました。

また、SDGs(持続可能な開発目標)の目標15「陸の豊かさを守ろう」において、「生物多様性の保全」等に関する取組の推進が求められています。

こうした背景や相模原市水とみどりの審議会からの答申内容も踏まえ、生物多様性の視点で既存条例を整理及び集約し、緑地、緑化施設、水辺環境及び里地里山(以下「みどり」という。)と生物多様性の一体的な保全等を可能とすることにより、安らぎと潤いのある人と自然が共生するまちづくりに寄与することを目的として新条例を制定するものです。



2 条例で定める内容

(1) 目的

市域における生物多様性に配慮した緑地の保全及び緑化の推進並びに市域特有の水辺環境、里地里山等の保全等の取組を効果的に推進するために必要な事項を定め、良好な自然環境の形成及びみどりの有する機能の持続可能な利用を図り、もって安らぎと潤いのある人と自然が共生するまちづくりに寄与することを目的とします。

(2) 基本理念

本市の恵み豊かな自然と多様な都市機能が共生する特徴を念頭に置き、みどりや生物多様性の保全等を図り、自然環境と多様な都市機能が調和するよう多様な主体が相互に連携し、及び協力して取組を推進することを理念とします。

(3) 生物多様性の保全

基本理念に加え、生物多様性についての理解の促進、希少な野生生物の保護、特定外来生物の防除等について規定することにより、生物多様性の保全に努めます。

(4) みどりの適切な保全

基本理念に加え、市が管理する緑地や緑化施設の態様に応じた適切な保全のほか、保全等活動区域の指定や保全等活動認定団体の認定等について規定することにより、みどりのより一層の保全等を図ります。

(5) 活動支援及び普及啓発等

市民等が行う生物多様性及びみどりの保全等に関する活動を促進するほか、当該活動に必要な知識の普及及び人材育成に努めるものとします。

3 今後のスケジュール

令和元年6月24日～	パブリックコメント(意見募集)の実施
7月23日	
8月	市議会9月定例会議に条例案を提出
令和2年4月 1日	条例施行